

## 特別口座等を開設する口座管理機関等の公告

平成20年11月28日

株主・質権者の皆様へ

神奈川県横浜市港北区菊名七丁目3番16号

大井電気株式会社

取締役社長 齊藤 新一

当社は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「決済合理化法」といいます。）の施行日である平成21年1月5日に実施される株券電子化に対応するため、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）に対し、当社の株式を株券電子化後に機構が取り扱うことについて、「社債、株式等の振替に関する法律」第13条第1項の規定に基づいて同意いたしました。

これに伴い、当社は、施行日において株主名簿に記載されている株主および質権者の皆様について、機構に対し、決済合理化法附則第8条第5項の通知を行い、その特別口座を下記の口座管理機関に開設することとなりました（\*1）ので、その旨決済合理化法附則第8条第1項に基づき公告いたします。

なお、事務手続の都合上、皆様の株式が特別口座に記録されるのは、平成21年1月26日以降となりますので、ご了承下さい。

### 記

特別口座を開設する口座管理機関

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行

以上

---

\*1 既に証券会社等を通じて機構に株券を預託されている株主および質権者の皆様につきましては、施行日後も、当該証券会社等の口座に株式が記録され、特別口座は開設されません。

## 公告の中断についての追加公告

### 1. 公告中断日時

平成20年12月8日午後5時30分から平成20年12月8日午後10時まで

### 2. 公告中断事由

公告掲載期間において、サーバー障害により公告の中断が生じました。

以上